

障害者職場実習推進事業について学ぼう

協力頂けませんか？障がいがある方の職場実習

障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の引き上げや精神障がいのある方も雇用義務の対象になるなど、障がいのある方の就労に関心が高まっています。しかし、“障害者雇用”、“職場実習”など、言葉としては耳にしている、実際にどのように活用したら良いのだろうという方も多いのではないのでしょうか。今回のテーマである「障害者職場実習推進事業」は、3年前から労働局が主体となり実施しています。この事業では、障害者雇用にご興味がある企業の皆様、または、今後、障害者雇用に取り組みたいと考えている企業の皆様に、まずは「雇用を前提としない体験実習」を通して、障がいのある方の働く力を知っていただくことを目的としています。この研修では、事業の説明や事例を通して学んでいきます。少しでも多くの皆さんに障がいのある方の就労や職場実習を知っていただく機会となればと思っています。

日時:平成27年10月21日(水)14:00~16:00

場所:恵庭市民会館 2階 視聴覚室

参加費:無料

対象者:恵庭市内の企業、就労支援事業所

内容:

「障害者職場実習推進事業」について

講師:北海道労働局職業安定部職業対策課 山内 茜 氏

「障害者職場実習推進事業」を利用してみて ~事例発表~

発表者:株式会社テイクワン 障がい者就労支援事業所ワークスタジオ恵庭 山田 拓司 氏
(障害者職場実習推進事業を利用した事例について発表いただきます)

主催:恵庭市委託事業 恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと

共催:障害者の福祉・教育・医療から雇用への移行推進協議会

【構成機関】厚生労働省北海道労働局、北海道、北海道教育委員会、札幌市、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道障害者職業センター、一般社団法人北海道中小企業家同友会

後援:恵庭市

お申込み:裏面の申込用紙にて、FAXでお申し込みください。

~お問い合わせ・ご連絡先~

恵庭市障がい者総合相談支援センター e-ふらっと (〒061-1445 恵庭市新町 30 番地 3)

(TEL)0123-33-8222 (FAX)0123-34-7744 (E-mail)e-flat.syougai@bz03.plala.or.jp